

利用者目線の行政サービス実現に向けた トータルデザインとマイナンバー法の検討

2022年8月25日

デジタル庁

本日のご説明事項

- ① 自治体内情報活用
- ② 本人を介した官民の情報活用
- ③ 行政機関間の情報連携

『デジタル社会の実現に向けた重点計画』抜粋（令和4年6月閣議決定）

（1）国・地方公共団体・民間を通じたトータルデザイン

① トータルデザインで目指す姿

品質・コスト・スピードを兼ね備えた行政サービスに向けて、アーキテクチャ設計の在り方を根本から見直す。具体的には、**「スマートフォンで60秒で手続きが完結」「7日間で行政サービスを立ち上げられる」「民間並みのコスト」**とともに、データの分散管理やセキュリティ、個人情報保護、災害等に対する強靱性を確保することも含め、国・地方公共団体・民間を通じたアーキテクチャの将来像を整理し、**令和7年（2025年）を当面の実装ターゲット**として検討を進める。（略）

② 実現に向けた技術及び制度の検討

アーキテクチャを根本から見直すに当たり、（略）行政システムが必要とする**共通機能のコンポーネント化（部品化）**を進め、**システムの疎結合化**を実現する。これにより、**機能の重複等を避けながら柔軟性・連携性の高いアーキテクチャを実現**し、民間並みのコスト実現を目指す。（略）

（3）マイナンバー制度の利活用の推進

① マイナンバー制度における情報連携の拡大

マイナンバーの利用や情報連携については、行政側の都合や行政縦割りの従来の発想ではなく、徹底的に国民視点（利用者視点）に立って、セキュリティの確保や個人情報保護の確保を図ることを前提に、「国民にとって利便性を感じてもらうこと」を第一に考えるべきものである。（略）

（略）その上で、国民の理解を得つつ、**令和5年（2023年）にマイナンバー法改正を含む必要な法案提出など法令の整備を実施**し、令和6年（2024年）以降にシステム等の整備を行い、令和7年度（2025年度）までに新たな制度を施行することを目指す。

公共サービスメッシュにかかる今後の検討

- 「スマートフォンで 60 秒で手続きが完結」等の実現に向け、以下の 3 つの観点から、情報連携の基盤である公共サービスメッシュについて、制度・システムの両面から検討を進めることとなった。

フロントサイドでの活用

バックオフィス連携

①自治体内の住民情報の活用

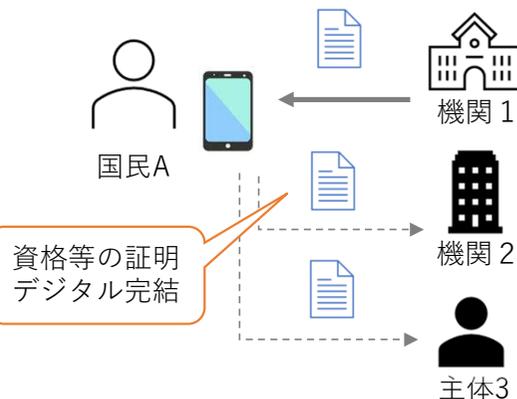
②本人を介した官民の情報活用

③行政機関間の情報連携



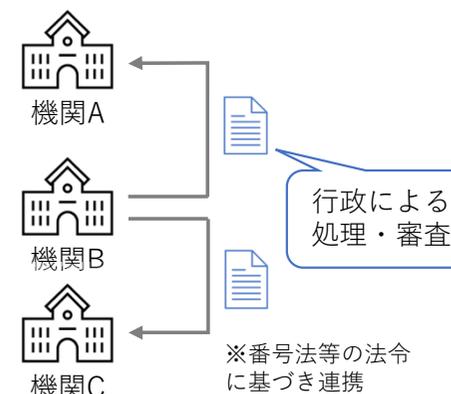
活用例

- 住民が、行政手続を実施する際に、自分や世帯員の 4 情報、自らの国保・児童手当の受給等の状況の情報がプレ表示されている（入力不要）。



活用例

- 国民が、公的資格等が求められる業務を実施する際に、自らが有する資格等を、デジタルで簡単に証明できる（紙の証明書は不要）。



活用例

- 自治体職員が、行政事務を実施する際に、住民の所得情報等を効率的に照会できる。かつインフラとして民間並みコストが実現されている。

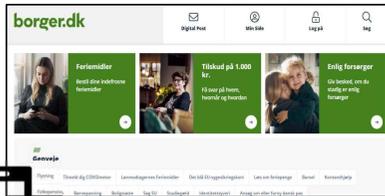
(参考) 海外におけるデジタルサービスの事例

デンマーク



- 市民ポータルサイト“Borger.dk”は、住宅・子供・年金・暮らし全般を支える多様な行政サービスメニューをワンストップで提供している（各種給付金手続、確定申告、情報閲覧、電子私書箱等）。

市民ポータル：borger.dk



多岐にわたる行政サービスにおける自己申告・申請がワンストップで可能

個人向けサービス

住民サービスポータル

- ✓ 各種サービス申請
- ✓ 公的交付金申請 等

税務ポータル

- ✓ 各種税務申告
- ✓ 納税履歴確認 等

電子私書箱

- ✓ 電子文書送受信（市役所等）

医療・保険ポータル

- ✓ 診療履歴の確認、予約
- ✓ 投与薬記録
- ✓ ドナー登録

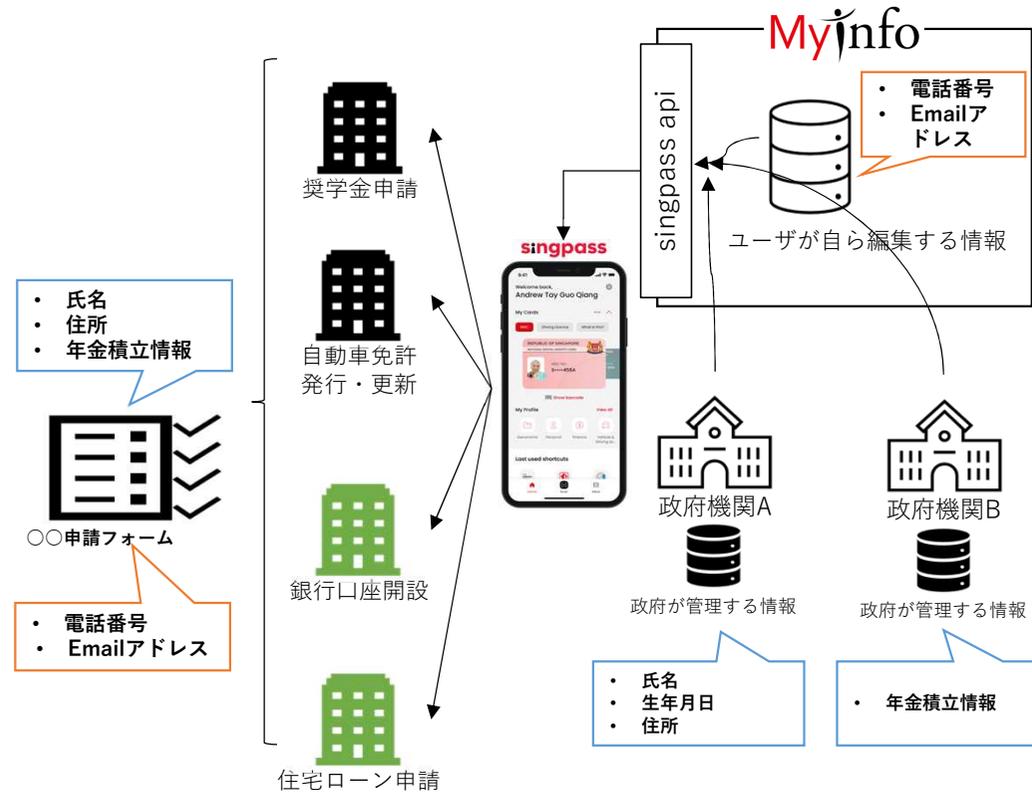
その他

- ✓ 引越し時の担当医の選択
- ✓ 公共料金の支払い
- ✓ 図書館利用
- ✓ 銀行のオンラインバンキング
- ✓ 本人証明
- ✓ 収入、学生ローンの確認 等

シンガポール



- 個人情報の登録・利用が可能なサービス“MyInfo”と、個人認証・デジタル身分証アプリ“SingPass”とを組み合わせ、“MyInfo”から取得可能な情報を手続き時の自動入力可能。
- 行政サービスに加え、銀行など民間の手続きにも利用できる。



本日のご説明事項

- ① 自治体内情報活用
- ② 本人を介した官民の情報活用
- ③ 行政機関間の情報連携

自治体内の住民情報活用機能にかかる検討

【参考】『デジタル社会実現に向けた重点計画』（令和4年6月閣議決定）抜粋

2) プッシュ型サービス等実現のための地方公共団体内の住民情報の活用

地方公共団体が保有する住民情報の活用については、各地方公共団体において基幹業務システムで保有するデータを住民向けサービスで活用できるようにする。具体的には、手続時の入力を最小限にするためにあらかじめ申請内容をプレ表示する機能や、関連する手続などを推奨するプッシュ機能などの利用者目線のサービスをスマートフォンでも実現できるように、ガバメントクラウド上で必要なモジュールを整備する。地方公共団体基幹業務等システムの統一・標準化（データの標準化やガバメントクラウドの活用等）を見据えて、基幹業務システムとフロントサービスを提供する各機能とが、疎結合な形でAPI連携できるようにすることにより、円滑なデータ連携を可能とし、ユーザーニーズや技術動向の変化にも柔軟に対応できるようにする。具体的には、令和4年度（2022年度）にガバメントクラウドで稼働するコンポーネントとしてプロトタイプ構築に着手し、令和5年度（2023年度）以降、地方公共団体の任意に応じて先行的に実証・活用できるように検討を進める。



- 自治体が保有する住民情報の活用の実現に向けては、自治体の業務システムとフロントサービスの各機能とが疎結合な形でAPI連携できるような形で、ガバメントクラウド上に必要なモジュールを整備する。
- 今年度、自治体の基幹業務システムの統一・標準化にかかる仕様等を踏まえつつ、技術検証に着手した。R5年度以降、自治体の希望に応じて先行的に実証・活用できるように検討を進めているところ。
- また、業務システムとフロントサービスを連携する機能として、ガバメントクラウド上における申請管理機能（「ガバメントクラウド申請管理機能（仮称）」）にかかる検討も、あわせて進める。

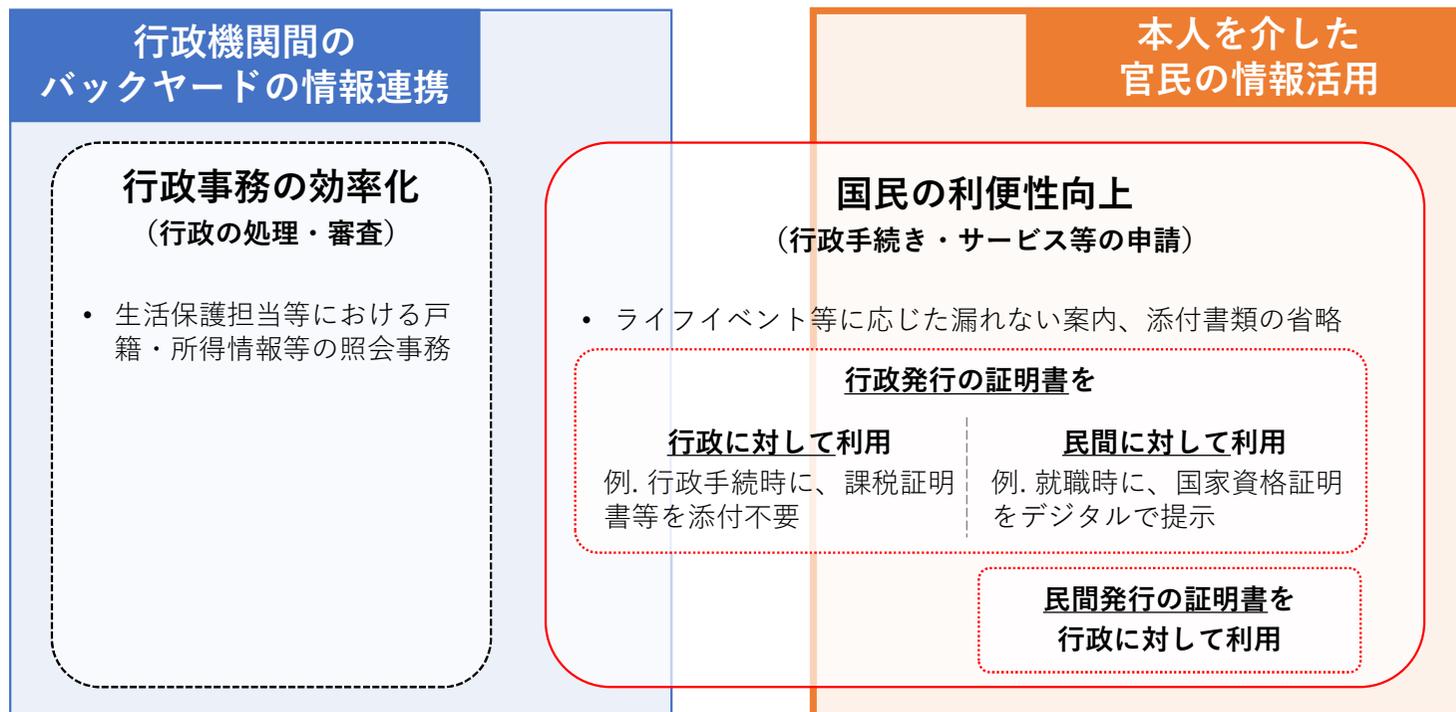
※なお、標準準拠システムは、ガバメントクラウド上以外において構築された申請管理システムを利用し続けることができるようにしつつ、例えば申請管理システムの更新タイミング等で、順次、ガバメントクラウド申請管理機能（仮称）に移行できるようにする。

本日のご説明事項

- ① 自治体内情報活用
- ② 本人を介した官民の情報活用
- ③ 行政機関間の情報連携

本人を介した官民の情報活用：基本的な考え方

- これまで、行政機関間の情報連携は、マイナンバー制度等に定められた利用範囲や提供範囲内においてバックヤードで推進されてきたところ（あらかじめ定められた情報照会者、情報提供者、利用事務・関係事務などに基づく）。
- これに加え、行政機関等が保有する自らの情報を、本人がデジタルで活用出来るようにすることで、情報活用にかかる個人の多様なニーズに応え、様々な官民の主体と情報活用を進める。
- 今後、各行政分野において情報連携・情報活用を拡大する際、対象となる事務の性質のほか、実現までのコストやスピード等を総合的に考慮したうえで、適切な手法を検討する。



本人を介した官民の情報活用にかかる今後の検討

『デジタル社会実現に向けた重点計画』（令和4年6月閣議決定）抜粋

3) 本人を介した官民の情報活用

また、情報活用にかかる個人の多様なニーズに応えながら、民間事業者を含む様々な主体と円滑かつ迅速に情報活用できることが重要である。多様な行政機関や民間事業者が保有する個人情報を、本人が起点となって自らの情報をデジタルで活用する仕組みを検討することで、従来の行政機関間の情報連携に加えて、手続ごとの添付書類の取得、書面申請等の手間を抜本的に解消し、スマートフォンのみでオンラインで簡単かつ迅速に手続を完了できるようにする。これは、いわば、本人が各機関から紙の証明書等を取得し、別の機関に提出する行為を、従来のような負担なくデジタルで実現しようとするものであり、これにより個々の制度見直しに先行して利用できることも想定され、行政手続の簡素化を可能とする。こうした検討に際しては、情報活用において使用する識別子、透明性確保等による本人側の情報活用を担保する仕組みなど、主要な論点と対応策を整理し、令和4年（2022年）中に結論を得る。なお、検討に際しては、個人情報の保護について、その適正な取扱いを確保しつつ、現在のマイナンバー制度におけるマイナンバーやマイナンバーカードのそれぞれの役割や活用方法を踏まえ、具体の仕組み及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「マイナンバー法」という。）を始めとする法令の改正の要否を検討することとし、制度改正を要する場合には、令和5年（2023年）に必要な法令の整備を実施する。

本人を介した情報活用のさらなる推進

- 行政機関等や民間事業者が保有する自らの情報のうち、例えば、以下のような情報については、すでにマイナポータルを通じて、本人が活用することができる。

マイナポータルのサービスにおいて自己情報が活用可能な例

行政機関等が保有する自己情報



- 番号法に基づき、行政機関等が中間サーバに登録し、情報連携する自己情報
(例：健康・医療、税・所得、年金関係、子ども・子育て、世帯情報、福祉・介護、雇用保険・労災分野の情報)

※自己情報取得API要件数：5,774,786件（'22年7月累計）

民間事業者が保有する自己情報



- 民間送達サービスから提供される証明書
(例：ふるさと納税の確定申告について、マイナポータルと連携した民間送達サービスを通じて、寄付金控除証明書データを電子的に入手し、e-Taxで確定申告ができる)

※民間送達サービスとの外部連携設定件数（合計）：752,065件（'22年6月末時点）

- 本人を介した情報活用については、上記の仕組みで活用できる自己情報とあわせて、行政機関等が保有するその他の様々な自己情報についても活用できるようにすることで、国民の利便性をさらに向上することが重要。
- そのためには、各機関において管理している同一人の情報を、本人自らに提供する仕組みが重要。その際に本人情報の紐づけ／本人を一意に特定するための識別子について、第4回WGで主要な論点としてあげられたところ。
- 現在の取組みを踏まえれば、今後、以下のような考え方にに基づき、情報活用をさらに推進することが想定される。
 - 番号法に基づき、行政機関等が中間サーバに登録し、情報連携する自己情報：自己情報取得APIを活用して、本人に提供。
 - その他、行政機関や民間事業者が保有する自己情報：公的個人認証による本人確認や、個別サービスの認証機能を活用して、本人に提供。

本日のご説明事項

- ① 自治体内情報活用
- ② 本人を介した官民の情報活用
- ③ 行政機関間の情報連携

行政機関間の情報連携のさらなる推進

- 行政機関間の連携においては、行政機関がその**事務の実施に必要な範囲で、国民一人一人の正確かつ最新の情報を参照**できることが重要。これまで、マイナンバー制度等に基づき、情報提供ネットワークシステムや中間サーバ等を通じて、行政手続に必要な添付書類の削減等が実現されてきた。今後、行政機関間の情報連携をさらに推進すべく、制度面では利用徹底や拡大に向けた検討の具体化を進めるとともに、システム面では現行インフラ更改時の基本設計や取扱いも含めた検討を進める。
- このとき、国や自治体等のシステムについて今後順次**ガバメントクラウドの活用が推進**されることや、**暗号技術をはじめとしたセキュリティ技術の進展等**をふまえ、**情報連携の手法を最新化**することで、「7日間でサービス立ち上げ」「60秒で行政手続き完結」実現に必要な情報を、個人情報保護を徹底しながら迅速に活用できるよう、**システムおよび制度の両面で検討を進める**。
 - 新規で必要とされる機関間の情報連携を、より速やかに開始できるようにする。
 - 同一システム内における機関間の情報連携を、より効率的に実施できるようにする。

システム面の検討方針

情報連携の基盤にかかると一貫した設計

- 自治体の基幹業務システムの統一・標準化（データの標準化やガバメントクラウドの活用等）を踏まえ、データ要件・連携要件との整合性を確保する。
- 公共サービスメッシュにおける情報連携に必要な機能群は、共通化・重複排除を実現する。
- 自治体内の情報活用と一貫した設計となるよう、自治体内情報活用のプロトタイプ構築等における技術的検証の成果を活用する。

制度面の検討方針

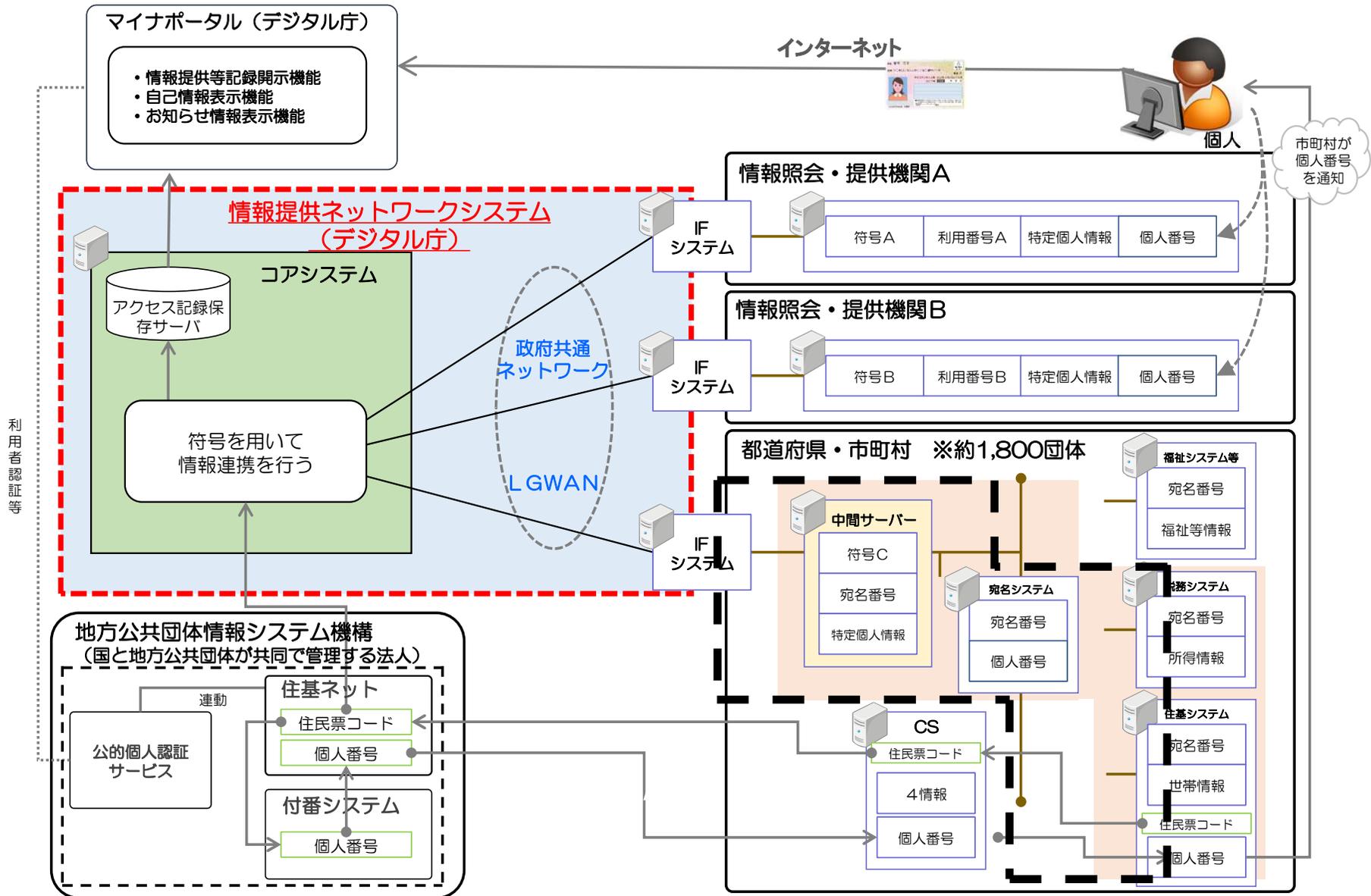
①現行制度における利用の徹底

- 例：災害の際の弔慰金に関する手続

②制度を拡大しうる事務

- 個人に関する属性情報の登録等を必要とする事務
 - 例：自動車登録など、各種の行政機関への登録等手続
- 手続主体から手続の効率化などの効果が考えられる事務
 - 例：在留する外国人に関する手続、在外邦人の行う手続
- 手続の性格からデジタル化の効果が考えられる事務
 - 例：国家資格等における手続

(参考) マイナンバー制度における情報連携に関する主要システム概要図



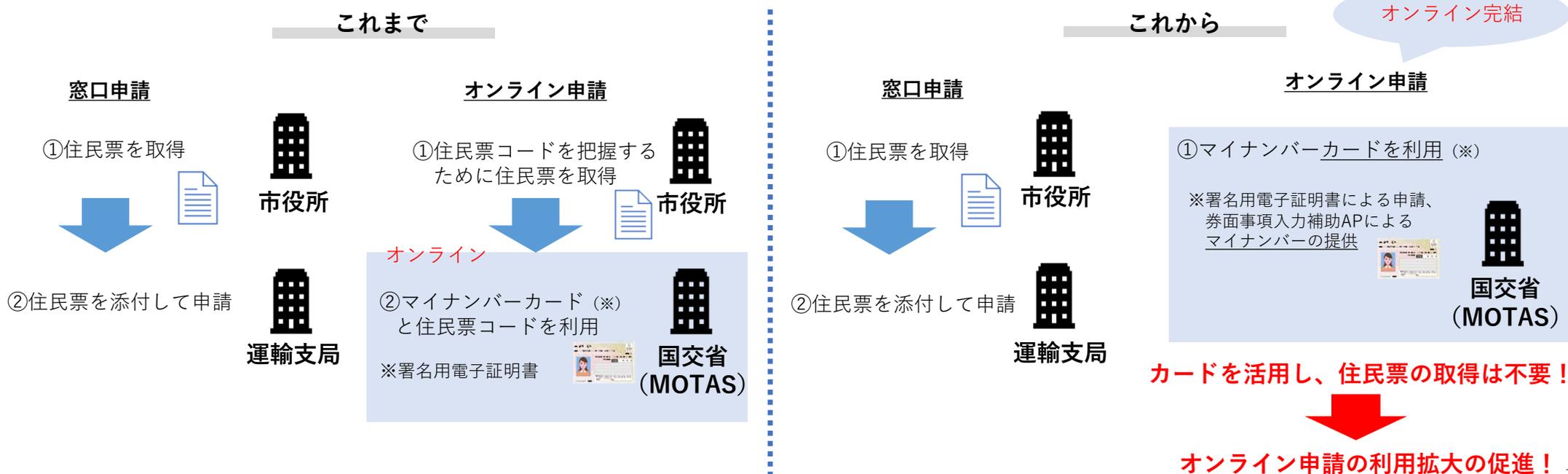
自動車登録に関する手続きにおけるマイナンバーの利活用

- 自動車の所有者は、運輸支局に新規登録や引越し時の変更登録の際、別途、**警察署**に対して**保管場所証明の申請**や、**都道府県**に対して**自動車税の申告**を行う必要。国土交通省ほか関係省庁において**自動車OSS（ワンストップサービス）によるオンラインでのワンストップ申請・添付書類省略を推進**。
- **自動車の変更登録（引越し）**においては、**自治体での引越し手続**とは別に、**運輸支局**で**住民票等**を添付して申請する、または、住民票に記載される「**住民票コード**」を入手し**オンライン申請**を行う必要がある状況。



今後、オンラインによる自動車の変更登録（引越し）の申請において、**マイナンバーカードを活用した「マイナンバーの提供」**により、**申請者による住民票の取得が不要となり、国民の利便性向上**につながる。

引越しによる変更登録の申請手順



在留外国人に関する手続におけるマイナンバーの利活用

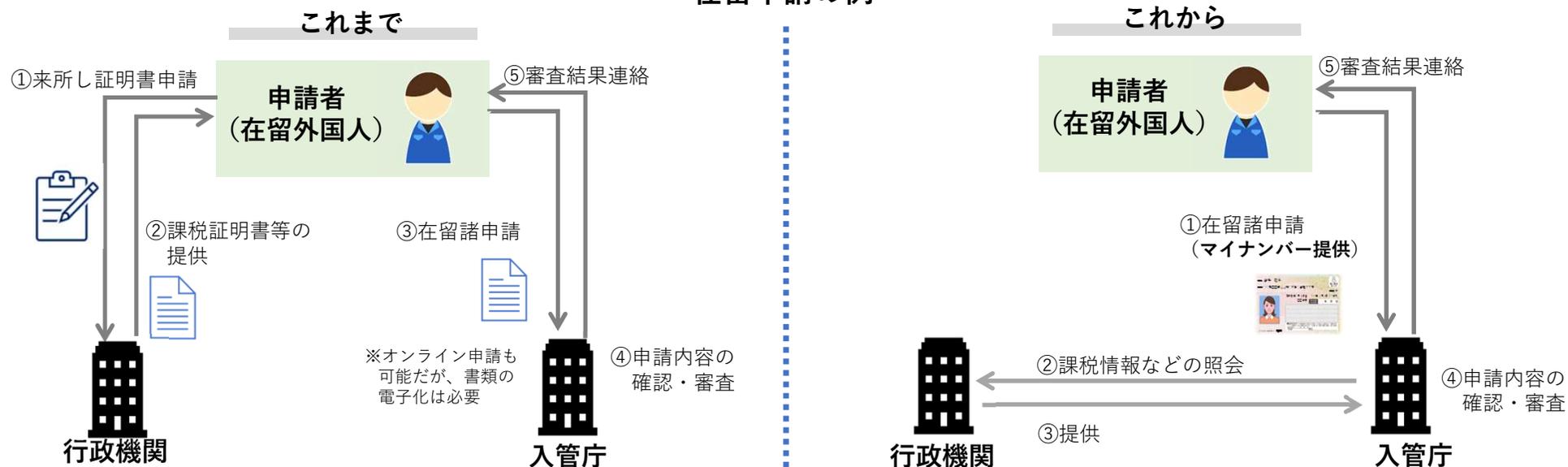
在留資格を有する外国人等が在留諸申請（在留期間更新許可申請等）をオンラインで行う場合、他の行政機関が保有する証明書等について紙媒体にて取得し、電子化した上で、在留申請オンラインシステムに登録する必要があり、申請者にとって負担が大きい。



今後、マイナンバーの提供により、関係行政機関との連携がなされた場合は、申請や届出に必要な行政機関発行の証明書類を省略することが可能となり、在留外国人（申請者）の負担が軽減。

また、申請等取次者として手続を行う企業等にとっても、複数の外国人従業員に係る証明書類を複数の行政機関から入手して提出する必要がなくなり、負担軽減。出入国在留管理庁（以下「入管庁」という。）においては、中長期在留者に関する情報の正確性が確保され、適正な在留管理の実現にもつながる。

在留申請の例



在留外国人に関する手続におけるマイナンバーの利活用

特定技能外国人の受入れ・活動状況に関する届出（四半期ごと）につき、雇用主（特定技能所属機関に限る）の負担軽減のため、課税証明書等疎明資料の添付を求めているが、出入国在留管理庁が内容を確認したい場合は、**証明書類の追完を求めている。**

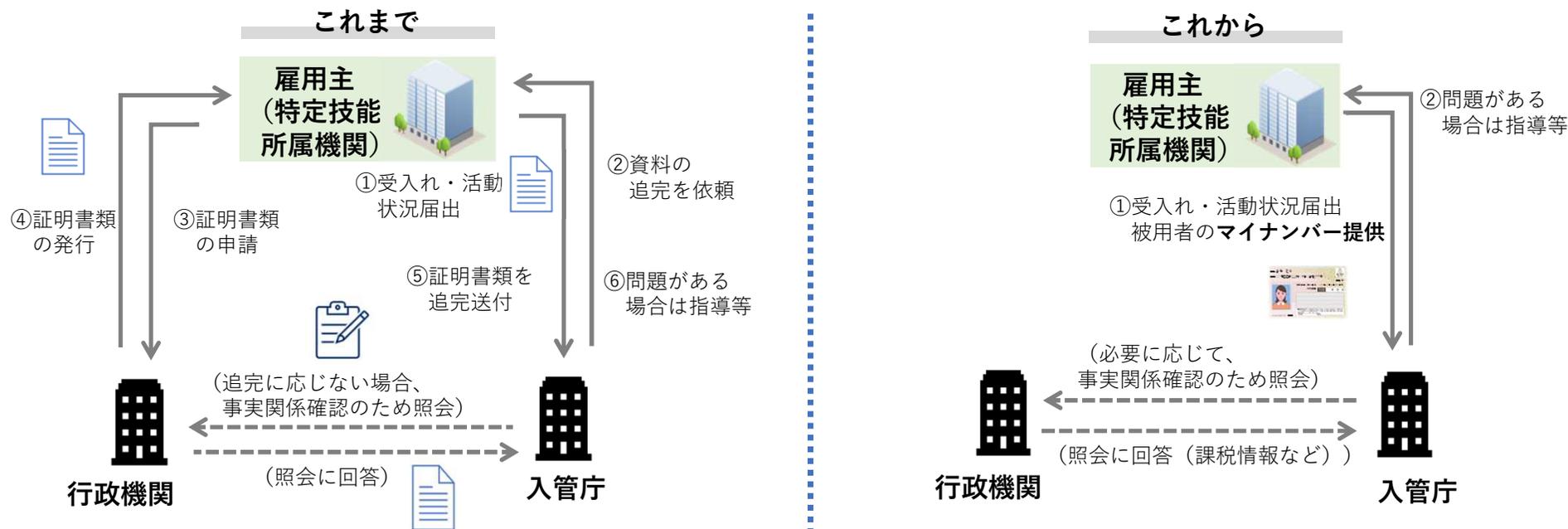
その際、**雇用主が行政機関より証明書類の発行を受けて追完。**追完に応じない場合、**入管庁から事実関係を行政機関に照会する必要あり。**



今後、マイナンバーの提供により、**関係行政機関との連携がなされた場合、雇用主への追完依頼や行政機関同士の紙による照会・回答プロセスが省略され、雇用主、入管庁及び他の行政機関の負担が軽減。**

また、将来的には、雇用主が契約変更等の届出時にマイナンバーを提供することで、本件届出について**届出事項の削減や届出自体の省略につながる可能性。**入管庁は、**届出内容の正確性が確保され、特定技能外国人の保護を含め、適正な在留管理の実現**にもつながる。

特定技能外国人の受入れ・活動状況届出の例



(参考) 『デジタル社会の実現に向けた重点計画』 抜粋 (令和4年6月閣議決定)

第6 デジタル社会実現に向けた施策

1. 国民に対する行政サービスのデジタル化

(3) マイナンバー制度の利活用の推進

① マイナンバー制度における情報連携の拡大

マイナンバーの利用や情報連携については、行政側の都合や行政縦割りの従来の発想ではなく、徹底的に国民視点（利用者視点）に立って、セキュリティの確保や個人情報保護の確保を図ることを前提に、「国民にとって利便性を感じてもらうこと」を第一に考えるべきものである。この考えは、従来の、社会保障制度・税制・災害対策の分野から利用範囲を広げることについて国民の理解を得るためには、特に重要となる。

この方針の下、トータルデザインの目指す姿に則すことを前提に、令和3年（2021年）の調査結果も踏まえ、令和4年（2022年）に、縦割りの行政事務分野の発想ではなく、①マイナンバーを利用することにより、国民自らが自己の情報や権利を証明することにより、正確かつ公正で便利な社会経済活動を行うことができるようにする観点や、②本人の状況に合った行政サービスを受受できるようにする観点等、国民視点に立って、マイナンバーの利用や情報連携の範囲の在り方を考える必要がある。

よって、令和4年（2022年）から、デジタル庁を中心に、これらに関係する行政手続等の横串での精査を行い、上記の各制度を所管する関係府省庁においてマイナンバーの利用や情報連携を前提とした個々の制度等の業務の見直しを行いつつ、マイナンバー法の規定の在り方と併せて、マイナンバーの利活用の推進に向けた制度面の見直しを実施する。

これまでに把握されている課題から、①年金などの社会保障制度や税制、災害に関する事務（例えば災害弔慰金に関する事務）など現行制度におけるマイナンバーの利用を改めて徹底するほか、②日本国内に中長期在留する外国人に関する行政手続の事務、社会保障制度や税制以外における国家資格等のデジタル化に寄与する事務（例えば保有者数の多い資格等や多くの行政手続に代理などで関与する資格等として、教員や行政書士などの資格等に関する事務）、海外に在住する在留邦人に対する行政手続の実施、このほか個人に関する属性情報を併せて登録管理しその情報の変更ごとに個別の手続等を要している事務など（例えば自動車登録に関する事務など）について、検討の具体化を進め、従来のマイナンバー利用事務からの拡大を図り、利用者のアクセシビリティを確保しつつ、デジタル完結を図る。これを前提に、各制度を所管する関係府省庁においても、国民にとって利便性を感じてもらうべく、その業務の在り方の見直しを進める。なお、トータルデザインに基づく本人を介した官民の情報活用では、現在のマイナンバー制度におけるマイナンバーやマイナンバーカードのそれぞれの役割や活用方法を踏まえて位置付けを整理する。

その上で、国民の理解を得つつ、令和5年（2023年）にマイナンバー法改正を含む必要な法案提出など法令の整備を実施し、令和6年（2024年）以降にシステム等の整備を行い、令和7年度（2025年度）までに新たな制度を施行することを目指す。